

法律紹介 1

独占禁止法の改正など

弁護士 永井 弘二



1 平成25年12月9日に独占禁止法が改正され、平成27年4月1日から施行されました。これは公正取引委員会による排除措置命令等を行うための手続を充実、透明化することと、排除措置命令等に対する不服申立手段として裁判所での審理を重視するなどしたものです。

排除措置命令等を行うための手続としては、まず、事件ごとに手続を主宰する職員が指定され（法53条、「指定職員」ないし「手続管理官」）、手続において裁判官的な役割を負わせました。当該事件の審査にあたった職員である審査官を検察官的な役割とし、当事者は、意見聴取期日において意見を述べ、証拠を提出し、審査官に対して質問することができます（法54条2項）。指定職員は意見聴取期日の調書、報告書を作成し（法58条）、公正取引委員会は排除措置命令の議決にあたり、この調書、報告書を十分に参酌しなければなりません（法60条）。当事者は事件についての証拠の閲覧ができ、自社が提出した物証と自社従業員の供述調書の謄写もできます（法52条）。

排除措置命令等に対する不服申立手段として、従前は公正取引委員会に対する審判請求の後、東京高等裁判所への提訴が規定されていましたが、審判請求制度を廃止し、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所としました（法85条ほか）。審判請求制度は、行政不服審査手続にならったものでしたが、上記のとおり、意見聴取手

続が充実したことを受けて、行政不服審査手続と同様の手続を不要としたものです。東京地方裁判所のみを第1審の管轄裁判所としたのは、独占禁止法違反事件が複雑な経済事案を対象とした専門性の高い案件であることを考慮したものです。そして、訴訟手続において、一定の場合に公正取引委員会が認定した事実が裁判所を拘束する規定や証拠提出が制限される規定が削除され（旧法80条、81条の削除）、訴訟手続を充実することとしました。裁判所での審理は原則として裁判官3名の合議体で行うこととし、裁判官5名の合議体で行うこともできることとされました（法86条、87条）。

2 また、現在、「確約手続」の導入が議論されています。これは、公正取引委員会から独占禁止法違反の疑いについての通知を受けた業者が、疑い状態を解消するための排除措置等を定めて公正取引委員会の認定を受けることで、排除措置命令等を回避する手続です。一種の司法取引になりますが、欧米ではこうした手続が導入されていることから、TPP合意を受けて関連法改正にあわせて提案される予定となっています。但し、全ての案件で導入するのではなく価格カルテル等の悪質事案を対象外とすることや、手続の透明性確保のための公開の有無・範囲、排除措置が実行されない場合の担保をどうするか等、具体的には課題が残った状態のようです。

法律紹介 2

集団的な消費者被害の回復についての新制度 —消費者裁判手続特例法—

弁護士 長野 浩三



不当な解約金を徴収されたなどの消費者被害が起こった際、平成19年から施行されている差止にかかる消費者

団体訴訟制度（消費者契約法など）では、内閣総理大臣から認定を受けた「適格消費者団体」が事業者の不当な

行為を差止請求できました。

これに加え、平成28年10月1日に施行される「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続特例法）では、適格消費者団体の中からさらに内閣総理大臣が認定した「特定適格消費者団体」が、消費者に代わって、事業者から金銭を取り戻し、消費者に分配することが可能となります。同制度は、第一段階として、特定適格消費者団体が、事業者に対し、消費者の事業者に対する請求権の存在確認を行い、これが認容されれば、第二段階として、個々の消費者が特定適格消費者団体に授權し、特定適格消費者団体が個別消費者の請求権をまとめて行使し、事業者から支払を受けて個別消費者に分配を行うものです。

対象となる被害の内容は、①契約上の債務の履行の請求（ゴルフ場の会員権の解約金が返金されない事例な

ど）、②不当利得に係る請求（無効な解約金条項により徴収された解約金の返還請求など）、③契約上の債務の不履行・瑕疵担保責任による損害賠償の請求（耐震基準につき偽装されたマンションの事例など）、④不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求（未公開株の詐欺被害事例など）です。今回導入される制度では、精神的損害（慰謝料）、いわゆる拡大損害（製品の発火で家が焼失した場合など）、人身損害、有価証券報告書の虚偽記載による損害賠償請求などは対象となりません。慰謝料が対象外であることから個人情報が出たことによる慰謝料請求も対象となりません。

集団的な消費者被害の回復制度が導入されたことは画期的ですが、個人情報流出事例、有価証券報告書虚偽記載事例、人身損害の事例など、被害が多く発生しながら十分な被害救済がなされていない分野も、今後この制度の対象としていく必要があります。

法律紹介 3

障害者差別解消法の施行

弁護士 上里 美登利



1 はじめに

障害者差別解消法は、正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、平成28年4月1日から施行されています。

この法律（以下、単に「法」といいます。）は、行政機関等や事業者に対し、①「障害」（法2条1号）を理由とする不当な差別的取扱いを禁止すると共に、②「社会的障壁」（法2条2号）の除去についての合理的配慮の提供を求めています（法7条、8条）。

2 定義

法が定義する「障害者」とは、障害者手帳を持っている方に限らず、広く、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害のある方を含む）、その他の心身の機能に障害がある方であって、障害及び社会的障壁により日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方をいうとされています（法2条1号）。

また、①不当な差別的取扱いが禁止され、②合理的配慮の提供が求められる「事業者」は、「商業その他の事業を行う者」と定義されており（法2条7号）、継続的な

活動・サービス等を行っていれば、法人組織に限りません。

3 ①不当な差別的取扱いの禁止

法は、行政機関等や事業者が、法の定義する「障害者」（法2条1号）に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています（法7条1項、8条1項）。

4 ②合理的配慮の提供

また、法は、行政機関等や事業者が、法の定義する「障害者」から、社会的障壁を取り除くための何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、過度な負担を負わない範囲でこれに応じて社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないと定めました（法7条2項）。事業者に対しては、これに努めなければならないと定められています（法8条2項）。

5 具体的な対応方針等を定めたもの・罰則

(1) 本法に基づく施策を実施するために、政府は「基本方針」（法6条）を定めています。

- (2) この基本方針に基づき、地方公共団体の職員等が適切に対応するために必要な要領として、地方公共団体の機関及び独立行政法人は、「地方公共団体等職員対応要領」の制定に努めることとされています（法10条1項）。
- (3) 事業者については、事業者の所管等を行う主務大臣（法21条）が、基本方針に即して事業者が適切に対応するために必要な指針として、「対応指針」を定

めることとされています（法11条1項）。

そして、主務大臣は事業者に対し、対応指針に定める事項について、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされています（法12条）。報告をせず、また、虚偽の報告を行った場合には、20万円以下の過料に処するとの罰則規定（法26条）が存在します。

法律紹介 4

刑の一部執行猶予制度

弁護士 伊吹 健人



量刑上の選択肢に、刑の一部執行猶予を加える「刑法等の一部を改正する法律」（以下、「改正刑法」といいます。）及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」（以下、「薬物法」といいます。）が、平成28年6月1日より施行となり、いずれの法律も、施行前にした行為についても適用されます（改正刑法附則2条、薬物法附則2条）。

一部執行猶予は、例えば、懲役3年の場合に、内8月を猶予することとし、2年4月の実刑部分の執行後、猶予期間（例えば2年）を無事に経過すれば、3年の刑期を実刑部分（2年4月）に軽減し、実刑部分の執行が終わった日において刑の執行を受け終わったものとするものです（改正刑法27条の2第2項、同法27条の7）。

改正刑法では、同法27条の2第1項所定の要件を充たせば対象犯罪に限定はないのに対して、薬物法では、同法2条2項所定の薬物自己使用・単純所持を犯した者を対象にし、累犯者も含まれます。

一部執行猶予は、あくまで実刑の一種であり、実際に服役することになります。そして、猶予される部分は、

実際には短いものになると見込まれています（刑期の2割程度とする見解があります）。

また、すでに前刑の執行猶予中の場合には、前刑の執行猶予が取り消され、前刑分も服役した後に後刑の一部猶予の猶予期間が起算されます（改正刑法27条の2第3項）。

改正刑法では、保護観察を付するかどうかは裁量的です（同法27条の3第1項）が、原則として付される運用になることが見込まれます。薬物法では必要であり（同法4条1項）、保護観察中は簡易薬物検査が実施されます。

裁量的取消しにおいて、遵守事項を遵守しなかったことのみで取消事由とされており（改正刑法27条の5第2号）、全部執行猶予のように「その情状が重いとき」（刑法26条の2第3号）という限定がなされていません。

実務上は、実刑を終えた後に、長期の監督下に置かれることにもなるので、いかなる弁護方針を立てるのか、また、上訴審において、全部実刑と一部執行猶予との間での変更が不利益変更となるか否かといった点が問題となりえます。